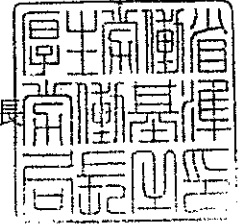




基発第 0425006 号
平成 20 年 4 月 25 日

(社)全国老人保健施設協会代表者 殿

厚生労働省労働基準局長



最低賃金法の一部を改正する法律の周知広報について（協力依頼）

最低賃金行政の円滑な推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、最低賃金法の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 129 号。以下「改正法」という。）につきましては、第 168 回国会において可決成立し、平成 19 年 12 月 5 日に公布され、本日公布された「最低賃金法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」により平成 20 年 7 月 1 日から施行されます。

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）制定以来、最低賃金制度は、賃金の低廉な労働者の労働条件の改善に重要な役割を果たしてまいりました。

しかしながら、就業形態の多様化等が進展する中で、最低賃金制度が賃金の低廉な労働者の労働条件の下支えとして十全に機能するようにすることが重要な課題となっています。

約 40 年ぶりとなる今般の改正においては、最低賃金制度がセーフティーネットとして十分に機能するよう地域別最低賃金について生活保護との整合性も考慮することを明確にし、最低賃金を遵守しない事業主への罰金額の上限を 50 万円と大幅に引き上げ、派遣労働者の適用最低賃金が派遣先のものとなること等が盛り込まれているところです。

このため、厚生労働省では、改正法への事業主、労働者をはじめ国民の理解を深めていただくために周知広報を実施することとしております。

貴職におかれましては、これまでも最低賃金法及び最低賃金制度の必要性を御理解いただき、その推進に御協力いただいておりますことにつき感謝申し上げますところですが、平成 20 年 7 月 1 日から施行される改正法に関しましても、その内容を十分御理解いただき、貴会が発行される広報誌において周知いただくなど、貴会の加入事業者に対する最低賃金額等の周知について、格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、改正法の概要は、別添 1 リーフレット、パンフレット、広報原稿例は別添 2 のとおりです。